

米子市の給与・定員管理等について

平成29年4月28日

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 平成26年度の人件費率
平成 27年度	人 149,731	千円 64,516,626	千円 762,834	千円 7,382,428	% 11.4	% 11.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人 当たり給与 費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 27年度	人 786	千円 2,957,455	千円 430,303	千円 1,159,054	千円 4,546,812	千円 5,785	千円 6,243

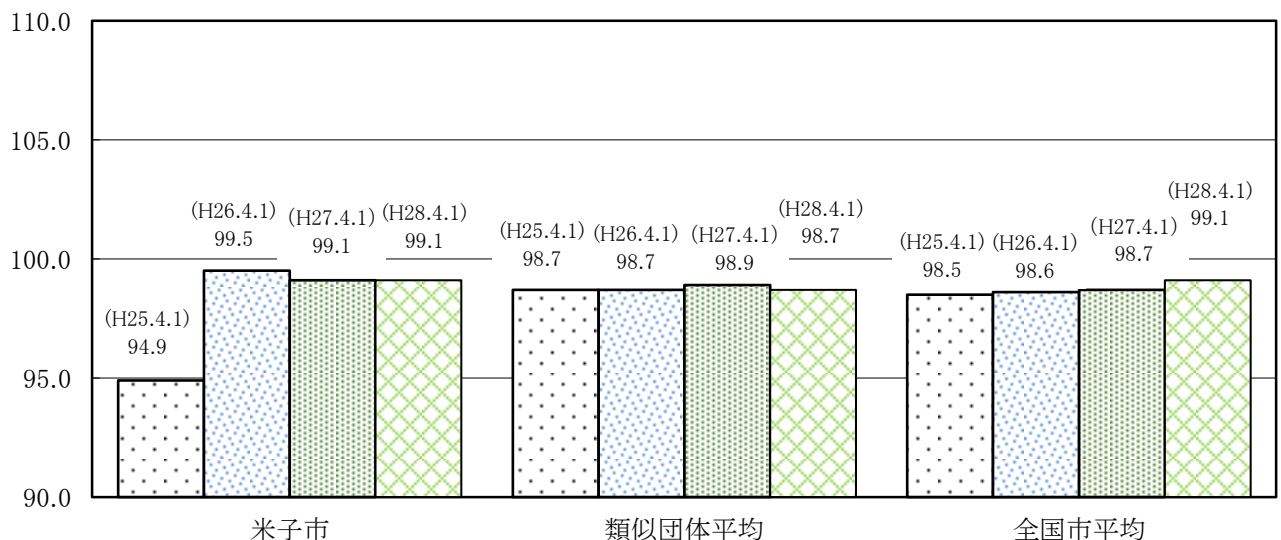
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況

(指数)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないと

した場合の値である。

※ 平成 28 年 4 月 1 日のラスパイレース指数が、3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している理由及び改善の見込み

平成 25 年 4 月 1 日時点では給与減額措置を実施していたが、現在は廃止しているため。（一部、高齢職員を除く。）

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し [**実施** 未実施]

（給料表の改定実施時期）平成 27 年 4 月 1 日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2 % 引下げ。激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当については、国の示した基準 0 % に対応し、米子市においては支給していない。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

（平成 27 年 4 月 1 日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
米子市	44.6 歳	340,100 円	396,607 円	361,137 円
鳥取県	43.4 歳	319,285 円	386,251 円	344,869 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	42.3 歳	318,431 円	403,131 円	358,716 円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
米子市	52.9 歳	8 人	325,800 円	339,913 円	335,475 円
うち清掃職員	* 歳	2 人	* 円	* 円	* 円
うちその他技能労務職員	52.7 歳	6 人	326,500 円	334,000 円	329,100 円
鳥取県	50.9 歳	145 人	301,008 円	329,931 円	314,225 円
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	—	329,358 円
類似団体	50.7 歳	47 人	323,536 円	363,138 円	351,839 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 28 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務

手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク（＊）」としている。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		米 子 市	鳥 取 県	国
一般行政職	大 学 卒	166,100 円	181,300 円	176,700 円
	高 校 卒	144,600 円	147,400 円	144,600 円
技能労務職	高 校 卒	—	143,000 円	—
	中 学 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	236,200 円	361,388 円	367,953 円	398,963 円
	高 校 卒	—	323,250 円	362,875 円	379,783 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

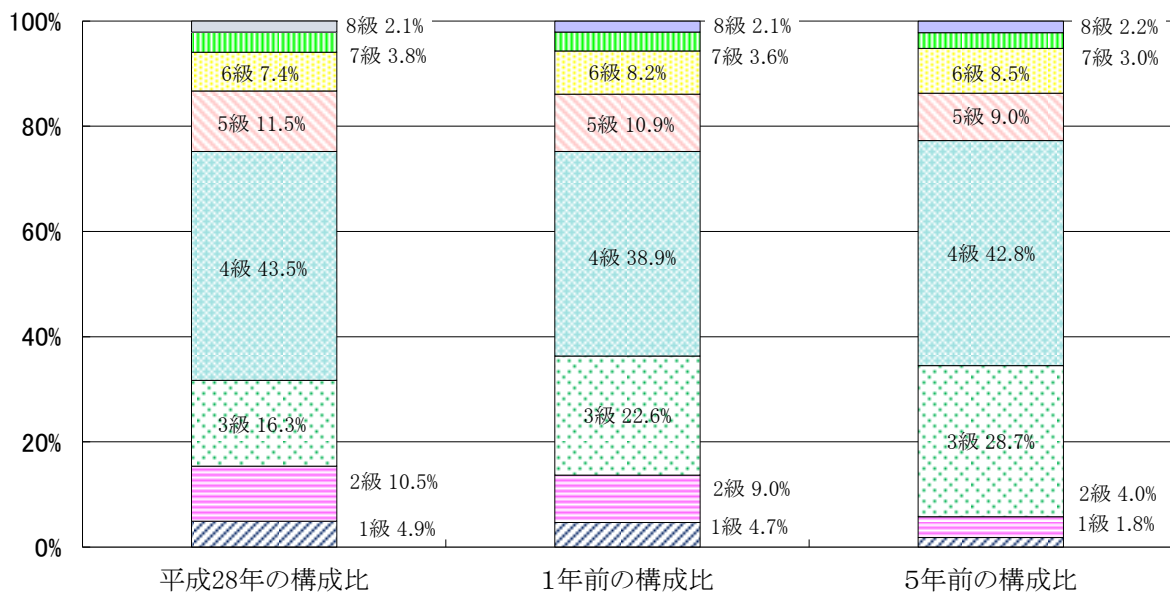
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事又は技師	人 30	% 4.9	円 140,100	円 246,100
2 級	経験を有する主事又は技師	人 64	% 10.5	円 190,200	円 303,000
3 級	主任	人 99	% 16.3	円 226,400	円 348,800
4 級	係長又は主幹	人 265	% 43.5	円 259,900	円 390,700
5 級	課長補佐	人 70	% 11.5	円 286,200	円 396,600
6 級	課長又は主査	人 45	% 7.4	円 317,000	円 409,000
7 級	次長	人 23	% 3.8	円 361,300	円 443,700
8 級	部長	人 13	% 2.1	円 406,900	円 467,400

（注） 1 米子市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	米子市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

米子市	鳥取県	国
1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,464千円	1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,453 千円	—
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.53 月分 勤勉手当 1.57 月分 (1.355)月分 (0.795)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成 28 年度中における運用	米子市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

米 子 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額					
14,965 千円		22,767 千円			

（注） 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 27 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算）			14,126 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）			25,270 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）			58.2 %	
手当の種類（手当数）			6 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成27年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫等業務手当	感染症患者等に接触する業務に従事した職員	感染症患者等に接触する業務	—	1回につき1,000円（感染症等に感染し、治療を受ける必要が生じた場合は、給料月額の1か月分以内）
行旅病死入救護等業務手当	行旅病死入等の救護、収容等の業務に従事した職員	行旅病死入等の救護、収容等の業務	30千円	護送1回につき1,500円 死体の収容等1体につき2,000円
犬猫等死体処理業務手当	犬猫等の死体の処理業務に従事した職員	犬猫等の死体の処理業務	72千円	1件につき300円
選挙事務手当	選挙事務に従事した職員	投票事務又は開票事務	13,718千円	投票事務35,000円以内 開票事務26,000円以内
困難折衝等業務手当	滞納処分（差押）に従事した職員	滞納処分（差押）業務	158千円	差押調書1通につき300円
	用地交渉等業務に従事した職員	用地交渉等業務	100千円	従事した日1日につき1,000円
	緊急通報等対応業務に従事した職員	勤務公署以外の場所で、正規の勤務時間以外の時間に心身に著しい負担を与える通報に対応するため必要な業務	48千円	平日 1件につき660円 週休日および休日 1件につき1,000円

注） 選挙事務手当は平成27年度決算分から特殊勤務手当に含む。

(4) 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	218,837 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	228 千円
支給実績（平成26年度決算）	196,758 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	236 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成27年度決算）	支給職員1人 当たり 平均支給年額 （平成27年度決算）
扶養手当	・配偶者 月額 13,000 円 ・扶養親族1人目 配偶者ありの場合 月額 6,500 円 配偶者なしの場合 月額 11,000 円 ・扶養親族2人目以降 月額 6,500 円 ・16歳～22歳の子の加算額 月額 5,000 円	同 じ	—	千円 88,868	円 217,281
住居手当	・月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給する。 - 家賃の額に応じ、月額最高 27,000 円まで	同 じ	—	千円 37,959	円 269,213
通勤手当	・交通機関等利用者 運賃等の額に応じ、月額最高 55,000 円まで ・自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額 2,200 円～40,000 円	異 なる	自動車等使用者の支給額	千円 43,612	円 57,841
単身赴任手当	・公署を異にする異動に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 - 月額 30,000 円＋距離に応じた加算額	同 じ	—	千円 1,452	円 726,000
休日勤務手当	・正規の勤務時間として休日に勤務した職員に支給する。 - 支給割合 100 分の 135	同 じ	—	千円 3,970	円 29,627
夜間勤務手当	・正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給する。 - 支給割合 100 分の 25	同 じ	—	—	—
宿日直手当	・宿日直1回につき 4,200 円	同 じ	—	—	—
管理職手当	・課長級以上の職員に対し、役職に応じて 43,600 円から 75,200 円を支給	異 なる	支給区分及び支給方法	千円 71,860	円 665,370
管理職員 特別勤務手当	・課長級以上の職員及び園長が緊急の必要により、週休日又は休日に勤務したときに支給する。 1回につき 4,000 円～8,000 円	異 なる	支給区分及び支給額	千円 385	円 14,259

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	950,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額		
	副 市 町 村 長		1,030,000 円 ／ 609,700 円		
報 酬	議 副 議 長 員	541,000 円	702,000 円 ／ 440,000 円		
		475,000 円	666,000 円 ／ 390,000 円		
		440,000 円	612,000 円 ／ 366,000 円		
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(平成27年度支給割合)			
	副 市 町 村 長	3.10 月分			
	議 副 議 長 員	(平成27年度支給割合)			
		3.10 月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
		95 万円 × 33.3/100×在職月数	15,184,800 円	退職時	
		79.2 万円 × 25/100×在職月数	9,504,000 円	退職時	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝4 8 月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
部 門			平成27年	平成28年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	7	7		
		総 務	187	185	△ 2	定 数 外 職 員 化
		税 務	72	70	△ 2	暫 定 増 配 置 の 解 除
		民 生	246	253	7	業 務 増 に よ る 体 制 強 化
		衛 生	68	69	1	業 務 増 に よ る 体 制 強 化
		労 働	3	3		
		農 林 水 産	36	35	△ 1	暫 定 増 配 置 の 解 除
公 営 企 業 計 等 部 門		商 工	18	18		
	土 木	91	92	1	業 務 増 に よ る 体 制 強 化	
	計	728	732	4	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 48.89 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 50.05 人)	
教 育 部 門		58	56	△ 2	暫 定 増 配 置 の 解 除	
小 計		786	788	2	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 52.63 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 65.39 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	110	110			
	水 道	54	53	△ 1	定 数 外 職 員 化	
	交 通 水 道	43	45	2	業 務 増 に よ る 体 制 強 化	
	其 他	207	208	1		
小 計		993	996	3	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 66.52 人	
合 計		[1024]	[1024]	[0]		

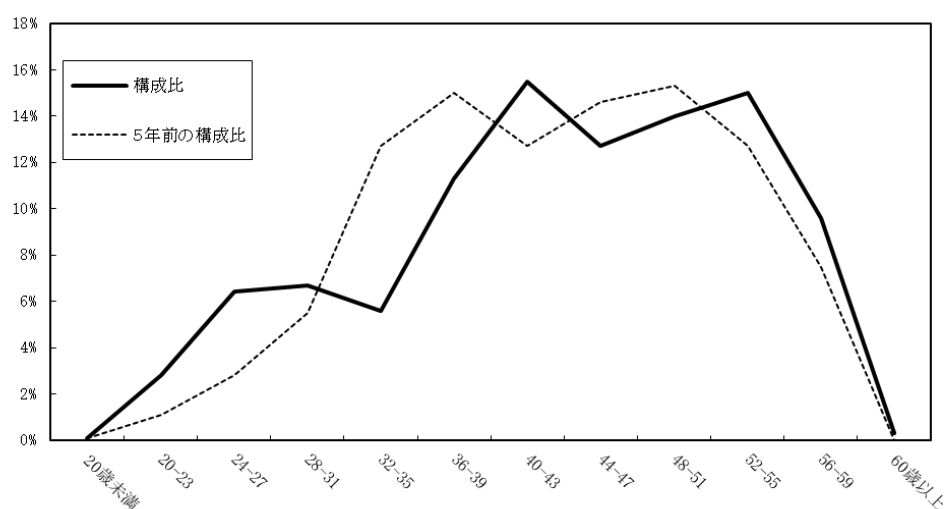
(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	28人	64人	67人	56人	113人	154人	126人	139人	149人	96人	3人	996人

(3) 職員数の推移



（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	過去 5 年間の 増減数（率）
一般行政	673	669	661	660	728	732	8.8（％）
教育	55	56	55	55	58	56	1.8（％）
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	728	725	716	715	786	788	8.2（％）
公営企業等会計計	94	96	96	96	97	98	4.3（％）
総合計	822	821	812	811	883	886	7.8（％）

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数のうち教育長を除く数。

2 公営企業等会計は、水道会計を含まない。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成 27年度	千円 2,781,796	千円 625,747	千円 620,739	% 22.3	% 17.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 52,247 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 27年度	人 109	千円 467,754	千円 65,750	千円 184,580	千円 718,084	千円 6,588	千円 6,190

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
米子市水道局	44.6歳	370,813円	548,994円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

米 子 市 水 道 局	米子市（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（平成27年度） 1,693 千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,464 千円
（平成27年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分	（平成27年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成２８年４月１日現在）

米 子 市			米子市（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	20.445 月分	25.55625月分	勤続２０年	20.445 月分	25.55625月分
勤続２５年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続２５年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続３５年	41.325 月分	49.59 月分	勤続３５年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率２～４５％）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率２～４５％）		
１人当たり平均支給額 ー 千円 ー 千円			１人当たり平均支給額 14,965 千円 22,767 千円		

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、２７年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（平成２８年４月１日現在）

支給実績（平成２７年度決算）			1,665千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（２７年度決算）			41,630円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（２７年度）			36.4%	
手当の種類（手当数）			3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する 支給単価
水源勤務職員 手当	浄水課職員	高圧電動機運転 作業及び塩素取 扱作業	1,155千円	日額200円
停水処分業務 従事手当	営業課収納係職員	停水処分業務	341千円	１件当たり500円
劇薬取扱手当	水質管理課職員	水質検査業務	170千円	日額150円

エ 時間外勤務手当

支給実績（２７年度決算）	21,699千円
職員１人当たり平均支給年額 （２７年度決算）	217千円
支給実績（２６年度決算）	12,270千円
職員１人当たり平均支給年額 （２６年度決算）	124千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（２７年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	・配偶者月額13,000円 ・扶養親族1人目 配偶者ありの場合 月額6,500円 配偶者なしの場合 月額11,000円 ・扶養親族2人目以降 月額6,500円 ・16歳～22歳の子の加算額 月額5,000円	同じ		17,269 千円	円
住居手当	・月額12,000円を超える家賃を払っている職員 家賃の額に応じ月額最高27,000円まで	同じ		4,761 千円	円
通勤手当	・交通機関等利用者 運賃等の額に応じ、月額最高55,000円まで ・自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円～40,000円	同じ		4,780 千円	円
管理職手当	・課長級以上の職員に対し、役職に応じて47,800円から75,200円を支給	同じ		6,830 千円	683,040 円
夜間勤務手当	・午後10時から翌日午前5時までの間勤務1時間につき、勤務1時間あたりの給与額の100分の40	同じ		8,262 千円	円
宿日直手当	・宿日直勤務 1回につき4,200円	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	・課長級以上の職員が必要により、勤務時間以外に勤務したとき 週休日又は休日等 1回につき5,000円～8,000円を支給 平日の0時から5時 1回につき2,500円～4,000円を支給	同じ		524 千円	52,450 円

単身赴任手当	・ 公署を異にする異動に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額 23,000円 + 距離に応じた加算額	同じ		0 千円	0 円
--------	---	----	--	------	-----